○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県新見市坂本字矢塔一一四五から一一四七まで、一一四八の一、一一四八の二、一一四九、一一五〇の一、一一五〇の二、字近藤奥一一五一、一一五二、一一九七から一二〇〇まで、一二〇一の一から一二〇一の四まで、一二〇二から一二一三まで、一二一五から一二三四まで、一二三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字大石ケ平三九七二の二、菅生字蓮花谷三八五八の二、三八五八の四、哲多町蚊家字広窪二七九二の一、哲多町田淵字保倉一七八二の一、一七八二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

表第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　パンペアーノ・アリメントス株式会社の登録番号第二百二十六号の施設（ブラジル・リオグランデドスル州ウリャネグラ所在）

表第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第二十九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第三十号中「サミット・フーズ株式会社」を「プリマハム・フーズ株式会社」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第三十一号を第二十八号とし、第三十二号を削り、第三十三号を第二十九号とし、第三十四号から第三十八号までを四号ずつ繰り上げ、第三十九号を第三十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十六　オイシ・トレーディング株式会社の登録番号第二百四十号の施設（タイ・チョンブリ県バーンブン郡所在）

三十七　株式会社エイヨーの登録番号第二百五十四号の施設（タイ・ラーチャブリー県ポーターラーム郡所在）

表第一項中第四十号を第三十八号とし、第四十一号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、第四十四号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三　源欣興農畜食品有限公司の登録番号第九九―七〇九五〇〇―〇〇の施設（台湾・雲林県土庫鎮埤脚里埤脚所在）

表第一項中第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第七十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七十三号中「瀋陽農業高新技術開発区三窪社区」を「瀋陽市瀋北新区」に改め、同号を同項第七十二号とし、同項中第七十四号を第七十三号とし、第七十五号から第九十九号までを一号ずつ繰り上げ、第百号を第九十九号とし、第百一号から第百三十五号までを二号ずつ繰り上げ、第百三十六号を第百三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十五　青島丸魯大食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇一二の施設（中華人民共和国・山東省青島膠南市所在）

表第一項中第百三十七号を第百三十六号とし、第百三十八号から第百四十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第百四十九号を第百四十八号とし、同号を同項第百四十七号とし、同項中第百五十号を第百四十九号とし、第百五十一号から第百五十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第百五十七号中「株式会社ウェルサム」を「株式会社クスベ」に改め、同号を同項第百五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十七　メケニ・フード株式会社の登録番号第ＭＰＰ―二五四―ＡＡＡの施設（フィリピン・マニラ首都圏ケソン市所在）

表第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　パンペアーノ・アリメントス株式会社の登録番号第二百二十六号の施設（ブラジル・リオグランデドスル州ウリャネグラ所在）

表第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十八号中「サミット・フーズ株式会社」を「プリマハム・フーズ株式会社」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項中第二十六号を削り、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から第三十六号までを四号ずつ繰り上げ、第三十七号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四　オイシ・トレーディング株式会社の登録番号第二百四十号の施設（タイ・チョンブリ県バーンブン郡所在）

三十五　株式会社エイヨーの登録番号第二百五十四号の施設（タイ・ラーチャブリー県ポーターラーム郡所在）

表第二項中第三十八号を第三十六号とし、第三十九号を第三十七号とし、第四十号を第三十八号とし、第四十一号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十　源欣興農畜食品有限公司の登録番号第九九―七〇九五〇〇―〇〇の施設（台湾・雲林県土庫鎮埤脚里埤脚所在）

表第二項中第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第六十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七十号中「瀋陽農業高新技術開発区三窪社区」を「瀋陽市瀋北新区」に改め、同号を同項第六十九号とし、同項中第七十一号を第七十号とし、第七十二号から第九十六号までを一号ずつ繰り上げ、第九十七号を削り、第九十八号を第九十六号とし、第九十九号から第百三十二号までを二号ずつ繰り上げ、第百三十三号を第百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十二　青島丸魯大食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇一二の施設（中華人民共和国・山東省青島膠南市所在）

表第二項中第百三十四号を第百三十三号とし、第百三十五号から第百四十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第百四十六号を第百四十五号とし、同項中第百四十七号を第百四十六号とし、第百四十八号から第百五十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第百五十四号中「株式会社ウェルサム」を「株式会社クスベ」に改め、同号を同項第百五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十四　メケニ・フード株式会社の登録番号第ＭＰＰ―二五四―ＡＡＡの施設（フィリピン・マニラ首都圏ケソン市所在）

表第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とし、第九号から第二十六号までを四号ずつ繰り上げる。